

## 令和4年度 秋さけ船釣りライセンス制度の申請概要

### 1. 概要

従来の斜里町ウトロ沖海域に加えて、網走・斜里沖合海域に秋さけ船釣り禁止エリア、ライセンスエリア等が設置されました。

- ・ウトロ海域と網走・海域は別の海域となります。
- ・承認隻数が限られることから、両方の海域にライセンスを申請することはできません。(団体申請者も同様に両海域にライセンスを申請することはできません。)

### 2. ウトロ海域

- ・ウトロ海域のライセンスの優先順位は昨年度と同じです。

<ウトロ海域の優先順位>

順位	遊漁船	プレジャーボート
第1順位	前年度に承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する者が使用する船舶	前年度に承認を受け、秋さけ船釣りを行った実績を有する者が使用する船舶
第2順位	生活、又は営業の基盤を斜里町に有する者が使用する船舶	斜里町に住所を有する者が使用する船舶
第3順位	生活、又は営業の基盤をオホーツク総合振興局管内に有する者が使用する船舶	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者が使用する船舶
第4順位	上記以外の者が使用する船舶	上記以外の者が使用する船舶

※ これによっても同順位の場合には抽選とします。

### 3 網走・斜里海域

#### (1) 網走・斜里海域には団体枠を設定

- ・網走・斜里海域は承認隻数が限られていることや連絡体制の構築、相互確認の観点から、団体枠を設定します。
- ・これは、団体に対して承認を行い、提出頂いた名簿に記載された船舶により、交代でライセンス海域において秋さけ船釣りを行うものです。

例 A団体として15隻(※)で団体申請し、これに対して10隻分を承認をした場合

ライセンス海域において同時に秋さけ船釣りを行える船舶は10隻以内となりますが、団体名簿に記載された15隻の方であれば、どの船舶でも秋さけ船釣りを行えます。(団体内で10枚の章旗を交代で使用。)

※団体の所属者全員が申請しなければならない訳ではありませんが、団体承認により秋さけ船釣りを行えるのは申請時に提出する名簿に記載された者のみとなります。

※団体に承認する隻数(=同時に秋さけ船釣りが行える隻数)は、申請時に提出する名簿に記載された船舶の実隻数としますが、遊漁船は最大で30隻、プレジャーボートは1団体最大10隻となります。

## 1) 遊漁船

- 遊漁船の承認隻数は30隻となり、団体申請を優先します。
- ・遊漁船の団体申請の対象は、申請者が15名以上でかつ使用する船舶の実隻数が15隻以上の団体とします。
- ・承認隻数は、代替名簿に記載した遊漁船の実隻数としますが、30隻以上の場合は、30隻となります。
- ・複数の団体から申請があった場合は、ポイントにより優先順位を決定します。

### <網走・斜里海域（遊漁船）の団体申請のポイントの算出方法>

団体名簿記載者のうちオホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に生活、又は営業の基盤を有する者で令和3年10月31日以前に遊漁船登録をした者が使用する船舶	一人あたり 4ポイント
団体名簿記載者のうちオホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に生活、又は営業の基盤を有する者で令和3年11月1日以降に遊漁船登録をした者が使用する船舶	一人あたり 3ポイント
団体名簿記載者のうち斜里町に生活、又は営業の基盤を有する者が使用する船舶	一人あたり 2ポイント
団体名簿記載者のうち上記以外の者が使用する船舶	一人あたり 1ポイント

- 団体申請の承認隻数が30隻に満たない場合は、個人に承認を行います。
- ・申請者が承認隻数を超える場合は、次の優先順位で承認します。

### <網走・斜里海域（遊漁船）の個人申請の優先順位>

順位	
第1順位	オホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に生活、又は営業の基盤を有する者で令和3年10月31日以前に遊漁船登録をした者が使用する船舶
第2順位	オホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に生活、又は営業の基盤を有する者で令和3年11月1日以降に遊漁船登録をした者が使用する船舶
第3順位	斜里町に生活、又は営業の基盤を有する者が使用する船舶
第4順位	団体名簿記載者のうち上記以外の者が使用する船舶

※ これによっても同順位の場合には抽選とします。

## 2) プレジャーボート

- プレジャーボートの承認隻数は、団体枠が20隻（1団体の最大承認隻数は10隻）、個人枠が10隻となります。

### (ア) 団体申請

- ・プレジャーボートの団体申請の対象は、申請者が5名以上でかつ使用する船舶の実隻数が5隻以上の団体とします。
- ・承認隻数は、団体名簿に記載したプレジャーボートの実隻数としますが、10隻以上の場合は10隻となります。

- ・複数の団体から申請があった場合は、ポイントにより優先順位を決定します。

<網走・斜里海域（プレジャーボート）の団体申請のポイント算出方法>

団体名簿記載者のうちオホーツク総合振興局管内（斜里町以外）に住所を有する者が使用する船舶	一人あたり 3ポイント
団体名簿記載者のうち斜里町に住所を有する者が使用する船舶	一人あたり 2ポイント
団体名簿記載者のうち上記以外に住所を有する者が使用する船舶	一人あたり 1ポイント

(イ) 個人申請

- ・承認隻数以上に申請があった場合は、次の優先順位で承認します。

<網走・斜里海域（プレジャーボート）の個人申請の優先順位>

順位	
第1順位	オホーツク総合振興局管内（斜里町を除く）に住所を有する者が使用する船舶
第2順位	斜里町に住所を有する者が使用する船舶
第3順位	上記以外の者が使用する船舶

※これによっても同順位の場合には抽選とします。

### 3 両海域共通事項など

(1) 追加承認を行う場合があります。

どちらかの海域で承認隻数に満たない場合で、かつ他方の海域で承認を受けられなかった申請者がいた場合、追加承認を行う場合があります。

追加承認の優先順位等は、当該海域の各区分に準じます。

ただし、ウトロ海域に追加承認する場合、第1順位は適用せず、第2順位からの優先順位となります。

(2) 禁止期間が変更となります。

	ウトロ海域	網走・斜里海域
秋さけ船釣り 禁止期間	8月25日～10月31日	9月1日～10月31日
ライセンス期間	9月1日～9月25日	9月1日～9月30日
定置網付近での 船釣り禁止期間	9月1日～10月31日	9月1日～10月31日

(3) 釣獲上限尾数が1日一人あたり5尾に変更となります。

(4) 申請期間 令和4年8月9日（火）～令和4年8月15日（月）

※郵送の場合、令和4年8月15日必着

(5) 申請に必要な書類

区 分	必要な申請書及び添付書類
ウトロ海域	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書（別記第1号様式）</li><li>・船舶検査証書の写し</li><li>・住所を証するもの（住民票写、運転免許証写等）</li><li>・海技免状の写し（プレジャーボートのみ）</li><li>・新型コロナウイルス感染症対策承諾書</li></ul>
網走・斜里海域 (団体申請)	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書（別記第5号様式）</li><li>・団体申請名簿（別記第5号様式別紙）</li><li>【団体申請名簿記載者全員分の以下の書類】</li><li>・船舶検査証書の写し</li><li>・住所を証するもの（住民票写、運転免許証写等）</li><li>・海技免状の写し（プレジャーボートのみ）</li><li>・団体の規約</li><li>・新型コロナウイルス感染症対策承諾書</li></ul>
網走・斜里海域 (個人申請)	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書（別記第1号様式）</li><li>・船舶検査証書の写し</li><li>・住所を証するもの（住民票写、運転免許証写等）</li><li>・海技免状の写し（プレジャーボートのみ）</li><li>・新型コロナウイルス感染症対策承諾書</li></ul>